

＊北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

告示

○産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等	(廃棄物対策課)	八四
○商品の単位価格等の表示に関する標準	(生活振興課)	八四
○商品及び役務に係る不当な取引方法	(生活振興課)	八五
○商品の単位価格等の表示に関する基準の廃止	(生活振興課)	八六
○商品の適正包装の一般基準の廃止	(生活振興課)	八六
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回	(地域医療課)	八六
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正	(地域医療課)	八七
○生活保護法による介護機関の指定	(保護課)	八七
○生活保護法による介護機関の変更の届出	(保護課)	八八
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	八八
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	八八
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定	(土地改良指導課)	八八
○肥料の登録事項の変更の届出	(流通対策課)	八九
○家畜伝染病検査の命令(四件)	(酪農畜産課)	八九
○小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	(漁業管理課)	九一
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	九一
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	九一
○半島振興法による市町村道の代行工事の開始	(道路計画課)	九一
○道路の区域の変更(二件)	(道路整備課)	九一
○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)	(道路整備課)	九二
○公有水面の埋立ての免許	(砂防災害課)	九三
○公有水面の埋立ての承認	(砂防災害課)	九三
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(六件)		九五
道公安委員会規則		
○北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘 料金の取立て等の規制に関する条例施行規則		九六
道公安委員会告示		

○北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則第二条に基づく区域の指定

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

公布された規則のあらまし

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘 料金の取立て等の規制に関する条例施行規則(北海道公安委員会規則第十三号)

一 趣旨

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成十三年北海道条例第四十四号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 条例第二条に規定する北海道公安委員会が指定する区域は、告示で定めることとした(第二条関係)。

2 条例第三条の規定による料金等の表示は、次のいずれかの方法によることとした(第三条関係)。

(1) 壁、ドア、ついたてその他これらに類するものに料金表を客に見やすいように掲げること。

(2) 客席又は個室等に料金表を客に見やすいように備えること。

(3) 注文前に料金表を客に見やすいように示すこと。

3 条例第八条の規定による指示は、第一号様式の指示書を交付して行つこととした(第四条関係)。

4 条例第九条の規定による営業の停止の命令は、第二号様式の営業停止命令書を交付して行つこととした(第五条関係)。

5 条例第十条第一項の規定による標準のはり付けは、営業の停止を命じた後速やかに、第三号様式の標準をはり付けて行つこととした(第六条関係)。

6 条例第十条第二項の規定による申請を行おうとする者は、申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して第四号様式の標準除去申請書を北海道公安委員会に提出しなければならないこととした(第七条第一項関係)。

7 条例第十二条第二項に規定する証明書は、第五号様式とすることとした(第九条関係)。

三 この規則は、平成十三年九月一日から施行することとした。

知 事

北海道告示第1245号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

- 申請年月日
平成13年6月28日
 - 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
滝川市新町6丁目3番20号
空知興産株式会社 代表取締役 三田 益弘
 - 産業廃棄物処理施設の設置の場所
雨竜郡雨竜町字恵岱別207番地299
 - 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハ（管理型最終処分場）
 - 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、処分するために処理したもの
- 2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
- 縦覧の場所及び時間
ア 北海道空知支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで
イ 雨竜町役場住民課 午前9時から午後5時まで
 - 縦覧の期間
平成13年7月23日から8月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 意見書の提出
- この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
 - 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場

所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

- 意見書は、北海道知事（郵便番号 068 - 8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁地域政策部環境生活課）に平成13年9月6日（木）までに到着するように提出すること。

北海道告示第1246号

北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）第14条第1項の規定により、商品の単位価格等の表示に関する標準を次のとおり定める。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

商品の単位価格等の表示に関する標準

（適用の範囲）

第1条 この標準は、次の各号に掲げる事業者（以下「事業者」という。）に適用する。

- 一の店舗の売場面積が1,000平方メートル以上の店舗において小売業を営む者
 - 特定の小売業を営む者（以下「キーテナント」という。）とその者が中心となってこれと出店契約を締結した他の小売業を営む者（以下「出店契約者」という。）とが同一の建物内において外見上キーテナントと一体となって小売業を営む場合において、当該建物における売場面積の合計が1,000平方メートル以上の場合における当該キーテナント及び当該出店契約者
 - 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者
 - 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づいて設立された消費生活協同組合で、一の店舗の売場面積が1,000平方メートル以上の店舗において物資の供給事業を行う者
 - 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づいて設立された農業協同組合で、一の店舗の売場面積が1,000平方メートル以上の店舗において物資の供給事業を行う者
 - 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づいて設立された漁業協同組合で、一の店舗の売場面積が1,000平方メートル以上の店舗において物資の供給事業を行う者（単位価格等の表示）
- 第2条 事業者は、前条各号に該当する店舗において別表左欄に掲げる商品を一般消費者に販売し、又は販売する目的をもって陳列するときは、別表左欄に掲げる商品の区分に応じ、それぞれ別表右欄に掲げる体積、質量、長さ又は枚数（以下「基準単位置」という。）当たりの価格（以下「単位価格」という。）を、当該商品の商品名、内容量、基準単位置及び販売価格（容器代を含めた価格をいう。以下同じ。）とともに、消費者が商品を購入する際に商品の内容量と価格の関係を容易に比較することができるよう、一般消費者の見やすいよう表示しなければならない。ただし、当該商品を消費者の面前において商品の内容

量の計量を行った上、販売する場合に表示すべき事項は、当該商品の商品名、基準単位量及び単位価格とする。

2 前項の規定による表示をするに当たり当該商品の内容量が別表の基準単位量に用いた計量単位と異なる計量単位を用いているため、別表の基準単位量に換算することができないときは、次に掲げる量をもって基準単位量にかえるものとする。

- (1) 基準単位量を10ミリリットル又は100ミリリットルと定めた商品で、内容量が質量で表示されているものについては、10グラム又は100グラム
 - (2) 基準単位量を10グラム又は100グラムと定めた商品で、内容量が体積で表示されているものについては、10ミリリットル又は100ミリリットル
- (表示の方法)

第3条 前条の規定による表示は、次に掲げるいずれか一の方法又は二以上を組み合わせた方法により行わなければならない。

- (1) 商品ごとに直接ラベルをはり付けて表示し、又は印刷して表示する方法
 - (2) 商品の陳列だな等にはラベルをはり付けて表示し、又は差し込んで表示する方法
 - (3) 商品の近くに下札又は量札で表示する方法
 - (4) 商品の近くに一覧表で表示する方法
- (単位価格の算出の方法)

第4条 単位価格は、販売価格を当該商品の内容量の数値で除して得た額の有効数字3けた(4けた目を四捨五入)に、それぞれの商品の区分に応じた基準単位量の数値を乗じて得た額とする。

(詰め合わせ品に係る表示)

第5条 2以上の商品を詰め合わせて一の商品として販売する場合については、当該2以上の商品の銘柄、品質、品種、組成、及び規格が同一であるものの詰め合わせ品を除き、この基準の規定を適用しない。

別 表 (第2条関係)

商 品 の 区 分	基 準 単 位 量
1 合 成 洗 剤 (台 所 用) (日 用 品) (洗たく用)	10ミリリットル 100グラム
2 練 歯 粉 (住 居 用) 3 石 け ん (化 粧 用) (洗たく用)	10ミリリットル 10グラム 100グラム
4 シ ャ ン プ ー	10ミリリットル

- 5 ヘ ャ リ ン ス
 - 6 ト イ レ ッ ト ペ ー パ ー
 - 7 テ イ ッ シ ュ ペ ー パ ー
- (2枚重ねのものについては、2枚を1組として10組)

(加工食品)

- 1 ペ ー コ ン
 - 2 ハ ム
 - 3 ソ ー セ ー ジ
 - 4 イ ン ス タ ン ト 粉 末 ク リ ー ム
 - 5 チ ー ス
 - 6 パ タ タ ー
 - 7 マ ー ガ リ ン
 - 8 ソ ー ー ス
 - 9 ケ チ ャ ッ プ
 - 10 マ ヨ ネ ー ス
 - 11 化 学 調 味 料
 - 12 風 味 調 味 料
 - 13 即 席 カ レ
 - 14 イ ン ス タ ン ト コ ー ヒ ー
 - 15 食 用 油
- (生鮮食品等)
- 1 精 肉
 - 2 た ら こ
 - 3 玉 ねぎ
 - 4 馬 鈴 薯

北海道告示第1247号

北海道消費生活条例 (平成11年北海道条例第43号) 第16条第1項の規定により、事業者が供給する商品及び役務に係る不当な取引方法を次のとおり定め、平成14年1月1日から施行する。

なお、平成12年北海道告示第177号 (商品及び役務に係る不当な取引方法)は廃止し、平成14年1月1日から施行する。

平成13年7月23日

商品及び役務に係る不当な取引方法

北海道知事 堀 達 也

不当な取引方法は、次のとおりとする。

1 「勧誘」に際しての不当な取引方法

- (1) 商品等の販売の意図を隠し、又は商品等の販売以外のことを主要な目的であるかのようにつけて、消費者に接近し勧誘すること。
 - (2) 消費者の意に反して、長時間にわたり若しくは反復し、若しくは営業所等へ誘引するなど執拗、強引な方法、又は深夜早期等生活に支障のある時間帯や勤務先等への電話や訪問など、消費者が迷惑を覚えるような方法を用いて勧誘すること。
 - (3) 消費者を威圧し、又は消費者に心理的不安を与えるような言動を用いて勧誘すること。
 - (4) 消費者がその住居又はその業務を行っている場所から退去するべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
 - (5) 消費者が勧誘場所から退去するべき旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないこと。
 - (6) 商品等や契約に関する重要な事項について、事実と異なることを告げること。
 - (7) 商品等や契約に関する重要な事項を故意に告げないこと。
 - (8) 商品等の内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような表現を用いて勧誘すること。
 - (9) 法令等により商品等の設置又は利用が義務付けられていると誤認させるような表現を用いて勧誘すること。
 - (10) 官公署、公的団体等の職員であると誤認させるような表現、又は官公署、公的団体等の許認可、後援等を得ていると誤認させるような表現を用いて勧誘すること。
 - (11) 契約の目的となるものに関し、消費者の財産上の利得に影響するものであって将来における変動が不確実な事項について、断定的判断を提供すること。
 - (12) 上記(6)から(11)に掲げるもののほか、消費者を錯誤に陥れるような表現、その他の方法を用いて勧誘すること。
- 2 「契約締結」に際しての不当な取引方法
- (1) 未成年者又は高齢者等の判断力の不足に乘じて、契約を締結させること。
 - (2) 契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について、消費者に虚偽の記載をさせて、契約を締結させること。
 - (3) 商品等の購入に伴って消費者が受ける信用の供与がその者の支払い能力を超えることが明らかであるにもかかわらず、そのような信用供与と一体をなした契約を締結させること。
 - (4) 消費者に対し名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させること。
 - (5) 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させること。

- (6) 消費者の契約の申込の撤回、解除又は取消しする権利を不当に制限する内容の契約を締結させること。

- (7) 消費者に著しく不利益をもたらす事業者の免責を内容とする契約を締結させること。
- (8) 消費者が、当面必要としない不当に過大な量の商品又は不当に長期にわたって供給される商品等の購入を内容とする契約を締結させること。
- (9) 商品等の販売に際し、事業者の氏名、名称、住所等について明らかにすることが必要と認められるにもかかわらず、これをせず、又は偽った内容の契約を締結させること。
- (10) 上記(5)から(9)に掲げるもののほか、消費者の利益を一方的に害する契約の内容を締結させること。

3 その他

- (1) 消費者を欺き、若しくは威圧し、又は消費者に心理的不安を与える等の不当な方法を用いて、契約に基づく債務の履行を強要すること。
- (2) 商品等の契約に基づく債務又は契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- (3) 契約の成立について、当事者間で争いがあるにもかかわらず、契約の成立を一方的に主張して強引に代金を請求し、又は支払わせること。
- (4) クーリング・オフ制度の利用を妨げるなど、法令で認められている消費者の権利の行使を妨げる行為すること。
- (5) その他法令等に抵触し、又は抵触するおそれのある取引方法を用いること。

北海道告示第1248号

昭和62年北海道告示第562号（商品の単位・価格等の表示に関する基準）は、廃止する。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1249号

昭和63年北海道告示第521号（商品の適正包装の一般的基準）は、廃止する。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1250号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

名 称	所 在 地	申 出 撤 回 日
飯岡外科整形外科医院	札幌市北区北35条西9丁目2番5号	平成13. 5.11
北海道告示第1251号		
昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。		
平成13年7月23日		
北海道知事 堀 達 也		
札幌市の項中飯岡整形外科病院の事項を削り、札幌市の項医療法人札幌会札幌北榆病院の事項中「医療法人北榆会札幌北榆病」を「特定医療法人北榆会札幌北榆病院」に改め、同項北海道社会保険中央病院の事項中「北海道社会保険中央病院」を「北海道社会保険病院」に改め、同項手稲湊仁会病院の事項及び医療法人社団エス・エス・ジェイ札幌整形循環器病院の事項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
旭川市の項東旭川病院の事項及び大雪脳神経外科整形外科病院の事項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
室蘭市の項医療法人社団日鋼記念病院の事項中「医療法人社団日鋼記念病院」を「日鋼記念病院」に、「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改め、同項医療法人社団医修会大川原脳神経外科病院の事項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
釧路市の項医療法人東北海道病院の事項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
帯広市の項医療法人社団博愛会開西病院の事項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
岩見沢市の項医療法人北翔会岩見沢整形外科内科病院の事項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
苫小牧市の項神島整形外科の事項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
江別市の項医療法人社団すみ整形外科医院の事項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改め、同項医療法人社団親寿会池永外科の事項中「医療法人社団親寿会池永外」を「医療法人社団親寿会池永ク」に、「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
千歳市の項矢尾外科胃腸科の事項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
石狩市の項医療法人社団佐々木整形外科医院の事項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
本古内町の項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		
八雲町の項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。		

音更町の項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。					
芽室町の項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。					
弟子屈町の項中「平成13. 6.30」を「平成16. 6.30」に改める。					
北海道告示第1252号					
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。					
平成13年7月23日					
北海道知事 堀 達 也					
名 称	又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地	又 は 住 所	指 定 年 月 日
ヘルパーステーション「わたすげ」桜ヶ岡	ヘルパーステーションホームヘルパーステーションシリウス	訪問介護	釧路市桜ヶ岡6丁目15番6号		平成13. 5.14
ヘルパーステーションそよかぜPART2	ヘルパーステーション	訪問介護	函館市亀田町3番13号		同 13. 5.22
ケアステーション・だいいち	訪問介護	訪問介護	亀田郡七飯町字大中山164番地24		同 13. 5.14
サポートセンターゆー&あい	訪問介護	訪問介護	帯広市西9条南10丁目3番地		同 13. 5. 1
訪問看護ステーションすこやか	訪問看護	訪問介護	北見市北3条東2丁目2番地4		同 13. 6. 8
道北勤医協栄谷医院デイスピースセンター	通所介護	訪問看護	石狩郡新篠津村第46線北12番地		同 13. 4. 1
アイリスケアセンター室蘭	通所介護	通所介護	稚内市末広町3丁目6番5号		同 13. 6. 1
デイホームブロケアすばる	通所介護	通所介護	室蘭市高砂町4丁目32-13		同 13. 4.13
道東勤医協くしる医院デイスピースセンター	通所介護	通所介護	夕張郡栗山町中央4丁目108番地		同 13. 6. 1
サポートセンターゆー&あい	通所介護	通所介護	釧路市堀川町8番43号		同 13. 6. 6
医療法人友愛会友愛記念病院	短期入所療養介護	通所介護	北見市北3条東2丁目2番地4		同 13. 6. 8
			江別市元野幌821番地1	同	13. 6. 1

グループホームひまわり	痴呆対応 型共同生 活介護	北見市北3条東2丁目2番地の4	平成13. 6. 8
グループホームつつじ	痴呆対応 型共同生 活介護	小樽市朝里川温泉2丁目694番4号	同 13. 5. 14
介護支援ショップふじた	福祉用具 貸与	網走市南5条西2丁目3番地	同 13. 4. 1
介護用具センターはこだてトヨー	福祉用具 貸与	函館市松川町6 - 1	同
ライフケアほく優	福祉用具 貸与	帯広市西5条南24丁目1番地	同 13. 6. 1
天塩地域ケアプラン相談センター	居宅介護 支援事業	天塩郡天塩町字川口5699番地の1 天塩町保健ふれあいセンター	同
いなみ介護支援センター	居宅介護 支援事業	網走郡美幌町字稲美59番地104	同 13. 6. 20
医療法人友愛会友愛記念病院	介護療養 型医療施設	江別市元野幌821番地1	同 13. 6. 1

北海道告示第1253号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成13年7月23日

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	北海道事業堀達也	内容
アイリスケアセンター恵庭	訪問介護	恵庭市京町56番1号 安田生命恵庭ビル3階	平成13. 1. 31	廃止
訪問看護ステーションかえで	訪問看護	広尾郡大樹町字大樹10番8	同 13. 5. 1～14. 4. 30	休止
医療法人社団京会増永歯科医院	居宅療養 管理指導	檜山郡江差町字新地町57番地 (変更前) 檜山郡江差町字本町32番地 (変更後)	平成13. 5. 25	変更・所在地
やさしい手北見本社訪問介護事業所	訪問介護	北見市錦町157番地	平成12. 5. 1	変更・所在地
		(変更前) 北見市錦町157番地		

やさしい手北見本社 居宅介護支援事業所	(変更後) 北見市三輪422番地 居宅介護 支援事業 (変更前) 北見市錦町157番地 (変更後) 北見市三輪422番地	平成12. 5. 1 変更・所在地
やさしい手北見本社 訪問入浴介護事業所	訪問入浴 介護 (変更前) 北見市錦町157番地 (変更後) 北見市三輪422番地	平成12. 5. 1 変更・所在地
留萌ケアプラン相談 センター	留萌市五十嵐町1丁目1番 10号 留萌市保健福祉センター はーとふる2階 (変更前) 留萌ケアプラン相談センター (変更後) 留萌地域ケアプラン相談センター	平成12. 4. 1 変更・名称
社団法人北海道総合 在宅ケア事業団留萌 訪問看護ステーション	訪問看護 (変更前) 留萌市五十嵐町1丁目1番 10号 留萌市保健福祉センター はーとふる2階 (変更前) 社団法人北海道総合在宅ケア事業団留萌訪問看護ステーション (変更後) 社団法人北海道総合在宅ケア事業団留萌地域訪問看護ステーション	平成12. 4. 1 変更・名称

北海道告示第1254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年7月11日、留辺蘂土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1255号

道営土地改良（美広地区一般農道整備（一般））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道根室支庁に備え置いて、平成13年7月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、土別市の行う土地改良（34線東地区小規模土地改良（暗きよ））事業の施

行の協議について審査の結果、適当と決定した。
 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年7月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1257号

次の生産業者から、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定による届出があった。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

登 録 番 号	生 産 業 者 の 名 称	変 更 の 前	変 更 の 後	変 更 年 月 日
北海道第2805号	サミット肥料株式会社	変 更 事 項 法人の名称 代表者の氏名	スミノー肥料株式会社 取締役社長 畔木 洋往	平成13. 6. 20
			サミット肥料株式会社 取締役社長 島野 英一	

北海道告示第1258号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及び結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

1	実 施 の 目 的	牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため
2	実施する区域の市町村名及び実施の期日	北海道知事 堀 達 也
	市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
	千 歳 市	平成13年10月1日から12月28日まで
	八 雲 町	同 9月10日から10月20日まで
	長 万 部 町	同 10月22日から12月22日まで
	積 丹 町	同 10月1日から11月30日まで
	南 幌 町	同 9月3日から28日まで
	美 幌 市	同
	幌 加 内 町	同 10月1日から11月2日まで
	月 形 町	同 10月29日から11月22日まで
	旭 川 市	同 8月20日から12月28日まで
	上 川 町	同
	下 川 町	同
	美 深 町	同

遠 別 町	同	9月3日から10月12日まで
天 塩 町	同	10月1日から12月3日まで
歌 登 町	同	12月28日まで
紋 別 市	同	8月20日から11月30日まで
湧 別 町	同	
北 見 市	同	10月1日から12月28日まで
佐 呂 間 町	同	10月9日から平成14年1月25日まで
美 幌 町	同	10月22日から平成14年1月11日まで
虻 田 町	同	9月3日から10月31日まで
音 更 町	同	9月10日から11月16日まで
士 幌 町	同	9月3日から11月2日まで
鹿 追 町	同	8月13日から10月12日まで
新 得 町	同	9月10日から11月2日まで
中 札 内 村	同	10月22日から12月7日まで
広 尾 町	同	9月25日から11月16日まで
幕 別 町	同	10月15日から12月7日まで
池 田 町	同	10月29日から12月14日まで
足 寄 町	同	8月13日から10月5日まで
浦 幌 町	同	8月27日から10月19日まで
標 茶 町	同	8月20日から12月21日まで
根 室 市	同	9月3日から12月21日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後²⁴か月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第1259号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

1 実施の目的 牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

市 町 村 名
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

豊 浦 町 同 平成13年9月3日から28日まで

虻 田 町 同

洞 爺 村 同

大 滝 村 同

早 来 町 同

追 分 町 同

厚 真 町 同

厚 真 町 同

鶴 川 町 同

伊 達 市 同

登 別 市 同

苫 小 牧 市 同

室 蘭 市 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で共進会に出場する牛。ただし、生後90日未満のものは除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第1260号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性子宮炎の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

1 実施の目的 馬伝染性子宮炎の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

市 町 村 名
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

豊 浦 町 同 平成13年9月10日から12月7日まで

洞 爺 村 同

白 老 町 同

早 来 町 同

追 分 町 同

厚 真 町 同

厚 真 町 同

鶴 川 町 同

伊 達 市 同

登 別 市 同

苫 小 牧 市 同

日 高 町 同

日 高 町 同

平 取 町 同

門 別 町 同

新 冠 町 同

静 内 町 同

三 石 町 同

浦 河 町 同

様 似 町 同

え り も 町 同

え り も 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供している軽種馬及び臨床・疫学的に感染のおそれのある馬。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。

(2) 検査は、細菌培養法による。

北海道告示第1261号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 実施の目的 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健
（衛生所長の定める日））
岩 見 沢 市 平成13年9月3日から12月28日まで
由 仁 町 同
留 辺 蘂 町 同 9月10日から12月21日まで
幕 別 町 同 10月22日から12月15日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第1262号

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第6条第2項（第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、天塩川河口左海岸から正西の線と、浜益郡雄冬岬から正西の線との間における小型機船底びき網漁業（手繰第二種「えびけた網漁業」）について、その許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

平成13年8月22日から31日まで

北海道告示第1263号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 旭川市字近文7線4号1の2、字近文8線4号2の2
場所

2 保安林として指定され 風害の防備
た目的

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第1264号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

(2) 作業期間 平成13年6月8日から10月5日まで

(3) 作業地域 福島町

2(1) 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

(2) 作業期間 平成13年6月15日から10月22日まで

(3) 作業地域 長万部町

北海道告示第1265号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路 線 名 森町道駒ヶ岳赤井川線

2 工 事 区 間 茅部郡森町字駒ヶ岳336番地先から
茅部郡森町字駒ヶ岳353番地先まで

3 工 事 の 種 類 改築

4 工事開始の日 平成13年8月3日

北海道告示第1266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 京極定山溪線
- 3 道路の区域

変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

虹田郡京極町国有林後志森林管理署71林班ぬ小班地先から 10.00mから 1,828.69m —

志森林管理署99林班/小班地先まで 10.00mから 1,828.69m —

虹田郡京極町国有林後志森林管理署71林班ぬ小班地先から 13.50mから 2,847.75m —

志森林管理署100林班わ小班地先まで

北海道告示第1267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 中愛別上川線
- 3 道路の区域

変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

上川郡愛別町字中央国有林旭川事業区63林班ま小班地先（一般国道39号交点）から 21.82mから 1,660.00m

上川郡愛別町字中央国有林旭川事業区63林班ま小班地先（一般国道39号交点）から 40.00mまで 23.00mの間

中央国有林旭川事業区66林班ほ小班地先まで 後 20.00mから 1,660.00m 一般国道39号における 23.00mの間

上川郡愛別町字中央国有林旭川事業区66林班ち小班地先から 21.00mから 5,065.00m —
上川郡上川町字越路208番2地先まで 後 21.00mから 5,010.25m —
281.16mまで

北海道告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 真谷地沼の沢停車場線
- 3 道路の区域

変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

夕張市真谷地空知森林管理署夕張事務所232林班地先から 7.00mから 95.00m —

夕張市真谷地空知森林管理署夕張事務所232林班地先まで 後 13.00mまで 95.00m —

北海道告示第1269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 上武利丸瀬布線
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
紋別郡丸瀬布町武利17番1 地先から紋別郡丸瀬布町新 町407番1地先まで	前	10.90mから 31.00mまで	1,910.00m	—
	後	17.00mから 41.10mまで	1,880.00m	—
	後			

北海道告示第1270号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

1 免許の年月日 平成13年7月12日

2 免許を受けた者

(1) 名 称 根室市

(2) 住 所 根室市常盤町2丁目27番地

(3) 代表者の氏名 根室市長 藤原 弘

3 埋立区域

(1) 位 置 根室市西浜町10丁目213番地先の公有水面

(2) 区 域 次の①の地点から⑪の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑪の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点 四等三角点 穂香（北緯43度18分42秒740、東経145度33分17秒538）から方向角357度45分38秒の方向1,025.35mの地点

②の地点 ①の地点から方向角186度31分46秒の方向4,92mの地点

③の地点 ②の地点から方向角277度55分25秒の方向14.76mの地点

④の地点 ③の地点から方向角187度55分23秒の方向9.98mの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角277度55分30秒の方向4.70mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角7度55分23秒の方向13.66mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から方向角277度54分47秒の方向1,83mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から方向角7度55分24秒の方向42.06mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から方向角146度46分48秒の方向14.74mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から方向角186度32分04秒の方向10.00mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から方向角164度26分25秒の方向10.79mの地点

(3) 面 積 590.31m²（海浜地盛土 325.40m²）

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置
(2) 区 域

イの地点 根室市西浜町10丁目213番及び213番地先の次のイの地点から二の地点までを順次に結んだ線及びイの地点と二の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

四等三角点 穂香（北緯43度18分42秒740、東経145度33分17秒538）から方向角358度41分43秒の方向1,073.38mの地点

ロの地点 イの地点から方向角186度32分04秒の方向140.00mの地点

ハの地点 ロの地点から方向角276度32分04秒の方向40.00mの地点

ニの地点 ハの地点から方向角6度32分04秒の方向140.00mの地点

(3) 面 積

5 埋立地の用途 5,599.99m² 船揚場施設用地

北海道告示第1271号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成13年7月23日

北海道知事 堀 達 也

1 (1) 承認の年月日 平成13年7月12日

(2) 承認を受けた国の官庁

ア 名 称 農林水産省

イ 住 所 東京都千代田区霞が関1の2の1

ウ 代表者の氏名 農林水産大臣 武部 勤

(3) 埋立区域

ア 位 置 浜益郡浜益村大字浜益村2番13及び2番32地先の公有水面

イ 区 域 次の①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点 浜益漁港原点（北緯43度36分05秒786、東経141度23分12秒447、X = -43,893.460、Y = -69,681.050）から方向角176度57分06秒の方向135.72mの地点

②の地点 ①の地点から方向角349度30分21秒の方向87.36mの地点

③の地点 ②の地点から方向角259度06分32秒の方向66.53mの地点

④の地点 ③の地点から方向角349度37分15秒の方向8.14mの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角79度17分13秒の方向23.27mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角76度55分47秒の方向4.61mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から方向角79度04分12秒の方向4.32mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から方向角349度29分15秒の方向0.20mの地点

⑨の地点

第 1 2 8 1 号

報 告 公 道 海 北

⑨の地点 ⑧の地点から方向角79度25分01秒の方向7.99mの地点 ⑩の地点 ⑨の地点から方向角171度39分36秒の方向0.39mの地点 ⑪の地点 ⑩の地点から方向角79度31分04秒の方向16.02mの地点 ⑫の地点 ⑪の地点から方向角174度11分13秒の方向1.06mの地点 ⑬の地点 ⑫の地点から方向角128度03分22秒の方向0.86mの地点 ⑭の地点 ⑬の地点から方向角79度06分24秒の方向15.45mの地点 ⑮の地点 ⑭の地点から方向角169度30分20秒の方向100.59mの地点 ⑯の地点 ⑮の地点から方向角259度25分17秒の方向36.04mの地点 ⑰の地点 ⑯の地点から方向角247度25分43秒の方向4.45mの地点 ⑱の地点 ⑰の地点から方向角270度10分16秒の方向11.39mの地点 ⑲の地点 ⑱の地点から方向角349度43分50秒の方向5.80mの地点 ウ 面 積 1,405.96㎡ (4) 埋立てに関する工事の施行区域 ア 位 置 浜益郡浜益村大字浜益村 2 番13及び 2 番32地先 イ 区 域 次のイの地点からロの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とロの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 イの地点 浜益漁港原点 (北緯43度36分05秒786、東経141度23分12秒447、 X = - 43.893,460、Y = - 69,681.050) から方向角245度27分06秒の方向127.91mの地点 ロの地点 ④の地点から方向角79度47分54秒の方向114.95mの地点 ハの地点 ⑤の地点から方向角101度01分46秒の方向14.62mの地点 ニの地点 ⑥の地点から方向角87度16分37秒の方向5.20mの地点 ホの地点 ⑦の地点から方向角175度41分43秒の方向28.78mの地点 ヘの地点 ⑧の地点から方向角257度57分37秒の方向13.73mの地点 トの地点 ⑨の地点から方向角169度16分46秒の方向78.53mの地点 チの地点 ⑩の地点から方向角259度07分57秒の方向18.59mの地点 リの地点 ⑪の地点から方向角163度23分28秒の方向16.34mの地点 ヌの地点 ⑫の地点から方向角259度25分14秒の方向39.90mの地点 ルの地点 ⑬の地点から方向角349度43分18秒の方向9.07mの地点 ロの地点 ⑭の地点から方向角270度08分53秒の方向37.90mの地点 ヲの地点 ⑮の地点から方向角327度18分14秒の方向61.77mの地点 ウ 面 積 13,929.94㎡ (5) 埋立地の用途 漁港施設用地 2 (1) 承認の年月日 平成13年 7 月13日		(2) 承認を受けた国の官庁 ア 名 称 北海道開発局小樽開発建設部 イ 住 所 小樽市潮見台 1 丁目15番 5 号 ウ 代表者の氏名 小樽開発建設部長 新藤 範義 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 小樽市船浜町 1 番、 2 番、 5 番、 6 番 2、 7 番 4、 7 番 6、 14 番及び国有林1184林班口小班地先の公有水面 イ 区 域 次の①の地点から方向角209度57分19秒の方向125.90mの地点を円心とする半径125.90mの円周で①の地点と②の地点とを結んだ北東側の円弧、②の地点から③の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と③の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 ①の地点 四等三角点銀鱗荘 (北緯43度10分37秒832、東経141度02分11秒820) から方向角38度19分50秒の方向408.17mの地点 ②の地点 ①の地点から方向角136度19分36秒の方向70.97mの地点 ③の地点 ②の地点から方向角153度56分13秒の方向5.61mの地点 ④の地点 ③の地点から方向角157度22分45秒の方向14.89mの地点 ⑤の地点 ④の地点から方向角161度05分42秒の方向8.56mの地点 ⑥の地点 ⑤の地点から方向角128度17分12秒の方向28.10mの地点 ⑦の地点 ⑥の地点から方向角164度17分22秒の方向35.35mの地点 ⑧の地点 ⑦の地点から方向角293度57分33秒の方向38.75mの地点 ⑨の地点 ⑧の地点から方向角335度24分39秒の方向24.54mの地点 ⑩の地点 ⑨の地点から方向角300度30分32秒の方向10.00mの地点 ⑪の地点 ⑩の地点から方向角333度02分27秒の方向23.86mの地点 ⑫の地点 ⑪の地点から方向角325度33分38秒の方向22.23mの地点 ⑬の地点 ⑫の地点から方向角318度18分34秒の方向10.53mの地点 ウ 面 積 3,384.25㎡ (道路管理者へ帰属 569.74㎡) (4) 埋立てに関する工事の施行区域 ア 位 置 小樽市船浜町 1 番、 2 番、 5 番、 6 番 2、 7 番 4、 7 番 6、 1 4 番、築港74番及び国有林1184林班口小班地先並びに船浜町 1 番、 2 番、 3 番、 5 番、 6 番 2、 7 番 4、 7 番 6、 7 番 8、 14 番及び国有林1184林班口小班 イ 区 域 次のイの地点からアの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とアの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 イの地点 四等三角点銀鱗荘 (北緯43度10分37秒832、東経141度02分11秒820) から方向角37度50分57秒の方向377.88mの地点	
--	--	---	--

口の地点	イの地点から方向角25度28分31秒の方向26.22mの地点
ハの地点	口の地点から方向角34度52分59秒の方向36.96mの地点
ニの地点	ハの地点から方向角107度00分07秒の方向5.02mの地点
ホの地点	ニの地点から方向角109度36分20秒の方向6.95mの地点
ヘの地点	ホの地点から方向角112度12分48秒の方向6.95mの地点
トの地点	ヘの地点から方向角114度49分02秒の方向6.95mの地点
チの地点	トの地点から方向角117度25分00秒の方向6.95mの地点
リの地点	チの地点から方向角120度01分19秒の方向6.95mの地点
ヌの地点	リの地点から方向角122度38分17秒の方向6.95mの地点
ルの地点	ヌの地点から方向角125度14分02秒の方向6.95mの地点
ヲの地点	ルの地点から方向角127度50分04秒の方向6.95mの地点
ワの地点	ヲの地点から方向角130度26分32秒の方向6.95mの地点
カの地点	ワの地点から方向角133度02分47秒の方向6.95mの地点
ミの地点	カの地点から方向角135度39分10秒の方向6.95mの地点
タの地点	ミの地点から方向角138度15分17秒の方向6.95mの地点
シの地点	タの地点から方向角140度51分26秒の方向6.95mの地点
ソの地点	シの地点から方向角143度27分59秒の方向6.95mの地点
ヅの地点	ソの地点から方向角146度04分11秒の方向6.95mの地点
スの地点	ヅの地点から方向角148度40分22秒の方向6.95mの地点
ナの地点	スの地点から方向角151度16分25秒の方向6.95mの地点
ラの地点	ナの地点から方向角153度50分20秒の方向6.85mの地点
ムの地点	ラの地点から方向角156度09分09秒の方向6.63mの地点
ウの地点	ムの地点から方向角158度11分43秒の方向6.41mの地点
エの地点	ウの地点から方向角159度36分33秒の方向3.65mの地点
オの地点	エの地点から方向角131度20分02秒の方向31.28mの地点
カの地点	オの地点から方向角175度49分56秒の方向66.98mの地点
クの地点	カの地点から方向角235度25分40秒の方向9.51mの地点
ケの地点	クの地点から方向角302度05分18秒の方向20.01mの地点
コの地点	ケの地点から方向角293度37分12秒の方向20.12mの地点
クの地点	コの地点から方向角286度56分48秒の方向10.26mの地点
ケの地点	クの地点から方向角276度29分21秒の方向24.31mの地点
コの地点	ケの地点から方向角333度09分03秒の方向56.98mの地点
エの地点	コの地点から方向角337度04分11秒の方向37.60mの地点
オの地点	エの地点から方向角337度46分17秒の方向12.65mの地点
アの地点	オの地点から方向角320度33分03秒の方向10.68mの地点

う 面 積 12.612.76m²
(5) 埋立地の用途 道路用地

収 入 報 長

北海道渡島支庁告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年7月23日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上磯郡上磯町字押上275番1のうち、276番1のうち
北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上磯郡上磯町字押上275番地
樺澤 勝春
- 3 開発許可年月日及び番号
平成13年6月29日 渡建指第13 - 3号

北海道空知支庁告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年7月23日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
奈井江町字奈井江11番地
北海道空知支庁長 水 元 秀 彰
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈井江町長 北 良治
- 3 開発許可年月日及び番号
平成9年7月9日 空建指第9 - 11号

北海道上川支庁告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年7月23日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上川郡鷹栖町139番42のうち、139番53のうち、139番63
北海道空知支庁長 馬 籠 久 夫

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上川郡鷹栖町9線1号4番地 有限会社齋藤工業所 代表取締役 齋藤 信隆 3 開発許可年月日及び番号 平成13年3月30日 上建設第12-16号 北海道上川支庁告示第27号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年7月23日 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 旭川市4条西3丁目1番11号 株式会社エーコー 代表取締役 山下 潔 3 開発許可年月日及び番号 平成13年2月22日 上建設第12-14号 北海道上川支庁告示第28号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年7月23日 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 名寄市緑丘205-1 ほか4筆（第2工区） 名寄市大通南1丁目 名寄市長 島 多慶志 3 開発許可年月日及び番号 平成11年4月2日 上建設第11-2号 北海道釧路支庁告示第4号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年7月23日 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 北海道釧路支庁長 北 勝 利 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 釧路郡釧路町別保5丁目14番地のうち（第7工区） 釧路郡釧路町別保1丁目1番地 釧路町長 菅原 澄	3 開発許可年月日及び番号 平成8年10月3日 釧建指第8-4号
道 公 安 委 員 会 規 則 北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。 平成13年7月23日 北海道公安委員会委員長 潮 田 隆 北海道公安委員会規則第13号 北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則（趣旨） 第1条 この規則は、北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成13年北海道条例第44号。以下「条例」という。）の施行に必要なる事項を定めるものとする。 （指定区域） 第2条 条例第2条に規定する北海道公安委員会が指定する区域は、告示で定める。 （料金等の表示方法） 第3条 条例第3条の規定による営業に係る料金及び違約金等の内容（以下「料金等」という。）の表示は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。 （1） 壁、ドア、ついたてその他これらに類するものに料金等を表示した書面その他の物（以下「料金表」という。）を客に見やすいように掲げること。 （2） 客席又は個室等に料金表を客に見やすいように備えること。 （3） 前2号に掲げるもののほか、注文前に料金表を客に見やすいように示すこと。 （指示） 第4条 条例第8条の規定による指示は、別記第1号様式の指示書を交付して行うものとする。 （営業の停止） 第5条 条例第9条の規定による営業の停止の命令は、別記第2号様式の営業停止命令書を交付して行うものとする。 （標章のはり付け） 第6条 条例第10条第1項の規定による標章のはり付けは、条例第9条の規定による営業の停止を命じた後速やかに、別記第3号様式の標章をはり付けて行うものとする。 （標章の取り除き申請手続） 第7条 条例第10条第2項の規定による申請を行おうとする者は、別記第4号様式の標章除去申請書を北海道公安委員会に提出しなければならない。この場合において、標章除去申	

請書の提出は、当該申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署長を経由してするものとする。

2 前項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第10条第2項第1号に掲げる事由がある場合において、当該施設を用いて営もうとする営業その他当該施設に係る用途について法令の規定により行政庁の許可その他の処分を受けなければならないこととされているときにあっては、当該処分を受けたことを証明する書類

(2) 条例第10条第2項第2号に掲げる事由がある場合において、当該取壊しについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による届出をしなければならいこととされているときにあっては、当該届出をしたことを証明する書類

(3) 条例第10条第2項第3号に掲げる事由がある場合において、当該増築又は改築について建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けなければならないこととされているときにあっては、当該確認を受けたことを証明する書類

第8条 前条第1項の規定は、条例第10条第3項の規定による申請を行おうとする者（次項において「標章除去申請者」という。）について準用する。

2 前項において準用する前条第1項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

(2) 標章除去申請者が法人である場合にあっては、登記簿の謄本

(3) 申請に係る施設の登記簿の謄本

(4) 標章除去申請者が申請に係る施設の使用について正当な権原を有することを証明する書類

(5) 処分の期間における施設の使用に関し、標章除去申請者と処分を受けた者との法律関係を明らかにする書類（当該期間において処分を受けた者に当該施設を使用させない旨を誓約する標章除去申請者の書面を含む。）

（立入証）

第9条 条例第12条第2項に規定する証明書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

第 号
指 示 書

別記第2号様式（第5条関係）

注 規格は、A列4番縦長とする。

指 示 の 内 容	
指 示 を す る 理 由	
年 月 日	北海道公安委員会 印
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して不服申立てをすることができま	

住 所
氏 名 又は 名 称
(法人にあっては、さらに代表者の氏名)

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第8条第 項の規定により、次のとおり指示する。

記

第 号
営 業 停 止 命 令 書
住 所

別記第3号様式（第6条関係）

営 業 停 止

条例第9条の規定により営業の停止となる営業所	営 業 所 名 所 在 地	
営業の停止の期間	氏名又は名称	
年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	日間

この標章を破壊し、若しくは汚損した者又は営業の停止の期間が経過する以前に取り除いた者については、北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第15条第3項第1号の規定により処罰されること
があります。

- 注 1 色彩は、「営業停止」の文字を白色、その地を赤色とし、その他の部分は地を白色に、文字及び罫線を黒色とする。
- 2 標章の材質は容易に劣化しないものとし、塗料は耐光性のものとする。
- 3 裏面には、容易にはがれない接着剤を塗布する。
- 4 規格は、縦420ミリメートル、横297ミリメートルとする。

氏名又は名称
(法人にあっては、さらに代表者の氏名)

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第9条第 項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

記

1 命令の対象となる営業所の名称及び所在地

2 営業の停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで 日間

3 命令の理由

北海道公安委員会

印

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第7条関係）

整理番号	除去年月日
標章除去申請書	
北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第10条第 項の規定により、標章の取り除きを申請します。	
北海道公安委員会 殿	
申請者 住所 氏名又は名称 (法人にあっては、さらに代表者の氏名)	
(ふりがな) 氏名又は名称	
住所	〒 () 電話 ()
(ふりがな) 法人にあっては、代表者の氏名	
被処分者の氏名又は名称及び住所	
処分に係る営業所の名称及び所在地	
営業の種別	条例第2条第 号の営業
営業の停止の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
申請の事由	

- 備考 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することがで
きる。
- 3 「申請の事由」欄には、条例第10条第2項各号又は同条第3項のいずれか
に該当するかか明確に分かるように記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

取扱警察署

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第9条関係）

第 号
立 入 証
階級（職）・氏名
この立入証を携帯する者は、北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第12条第2項の規定により立入りを実施する警察職員であることを証明する。
北海道公安委員会 印

注 規格は、縦5センチメートル、横9.5センチメートルとする。

北海道公安委員会

北海道公安委員会告示第58号

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則（平成13年北海道公安委員会規則第13号）第2条の規定に基づき、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等について規制を行う必要性が高いと認められるものとして北海道公安委員会が指定する区域を次のように定める。

平成13年7月23日

北海道公安委員会委員長 潮田 隆 指定区域 札幌市中央区の南3条から南7条までの西2丁目から西7丁目まで	
附 則 この告示は、平成13年9月1日から施行する。	
北海道警察本部告示 北海道警察本部告示第98号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成13年7月23日 北海道警察本部長 山 田 高 廣 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ミニバトカー 42台 2 落札者を決定した日 平成13年5月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ダイハツ北海道販売株式会社 (2) 住 所 札幌市白石区本道18丁目南2番17号 4 落札金額 51,332,400円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成13年北海道警察本部告示第39号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目	
○ 正 誤 平成13年5月29日（第1266号） 北海道留萌支庁告示第4号（都市計画法による開発行為に関する工事の完了）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行	

185 左 19
 誤 都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第41項
 正 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条

平成13年6月8日（第1269号）
 北海道日高支庁告示第4号（都市計画法による開発行為に関する工事の完了）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
 55 右 25
 誤 都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第41項
 正 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条

平成13年7月8日（第1277号）
 北海道網走支庁告示第11号（都市計画法による開発行為に関する工事の完了）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。
 ページ 欄 行
 22 左 24
 誤 都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第41項
 正 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条